

茨木市営住宅集会所管理要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、茨木市営住宅条例（平成9年茨木市条例第22号）第38条の規定に基づき、団地生活の向上発展を図るため当該市営住宅に入居する者が、相互の親睦及び福利厚生等に使用するため設置された市営住宅集会所（以下「集会所」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(管理運営の委託)

第2 集会所の適正な管理運営を図るため、各集会所に集会所運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置くものとする。

- 2 運営委員会の代表者は、入居者のうちから選任されるものとする。
- 3 市長は、運営委員会に当該集会所の管理運営を委託することができる。
- 4 委託期間は、5年以内とする。

(経費)

第3 集会所の管理運営に必要な経費は、運営委員会において処理するものとする。

(報告等)

第4 運営委員会は、集会所の使用状況について別に定める報告書により、市長に対し、半年ごとに報告しなければならない。

(その他)

第5 この要綱に定めるもののほか、集会所の管理運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。